

行橋市建設工事検査事務取扱要領

平成3年7月18日訓令第13号
最終改正 令和8年4月1日訓令第 号

行橋市建設工事検査事務取扱要領（昭和60年2月行橋市訓令第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 行橋市建設工事検査要綱（平成3年7月行橋市訓令第12号。以下「要綱」という。）に基づき検査事務の取扱いについては、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この訓令で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

（竣功届兼引渡書の提出）

第3条 工事担当課長は、工事が竣功したときは、受注者から竣功届兼引渡書（様式第1号）を提出させなければならない。

2 竣功届兼引渡書には、次に掲げる書類を添付させなければならない。

- （1） 工事記録写真
- （2） 品質管理証明書
- （3） 材料搬入届
- （4） 前3号のほか、監督職員が必要と認める書類

（竣功検査の依頼）

第4条 工事担当課長は、契約検査課検査係の職員の検査に係る工事の竣功届兼引渡書を受領したときは、検査依頼書（様式第2号）により、竣功検査を契約検査課長に依頼しなければならない。

（竣功検査の通知）

第5条 前条の依頼を受けた契約検査課長は、当該検査を実施しようとするとき、あらかじめ工事担当課長に通知しなければならない。

（竣功検査の報告）

第6条 検査員は、竣功検査調書（様式第3号）により、検査結果を起工の専決権者まで報告しなければならない。

（竣功承認の通知）

第7条 工事担当課長は、竣功検査調書により竣功を確認したときは、速やかに竣功承認を受注者に通知しなければならない。

（手直し工事）

第8条 検査員は、竣功検査の結果、手直しが生じた場合は、監督職員に対して工事手直し指示書（工事担当課宛て）（様式第4号）により、工事の手直しを指示しなければならない。

2 前項の指示を受けた工事担当課長は、工事手直し指示書（受注者宛て）（様式第5号）により、受注者に対して指示しなければならない。

3 工事担当課長は、工事の手直しが完了したときは、受注者から手直し工事完了届（様式第6号）を提出させなければならない。

4 手直し工事の検査の依頼及び通知については、第4条及び第5条の規定を準用する。なお、検査員は、竣功検査調書の命令及び注意事項欄に工事手直し指示日及び完了検査日を明示しなければならない。

（出来高検査の依頼）

第9条 工事担当課長は、受注者から出来高検査要求書（様式第7号）により、契約検査課検査係の職員の検査に係る工事の出来高検査の必要が生じたときは、検査依頼書（様式第2号）により、出来高検査を契約検査課長に依頼しなければならない。

（出来高検査の通知）

第10条 前条の依頼を受けた契約検査課長は、当該出来高検査を実施しようとするとき、あらかじめ工事担当課長に通知しなければならない。

（出来高検査の報告）

第11条 検査員は、出来高検査を完了したときは、出来高証明書（様式第8号）に出来高調書（様式第9号）、出来高設計書及び検査時における写真を添付して、検査結果を起工の専決権者まで報告しなければならない。

2 前項の出来高設計書については、監督職員が受注者の提出した出来形図、出来形展開図、出来高数量調書等積算の基準となる書類及び出来高写真により作成しなければならない。

（中間検査の依頼）

第12条 工事担当課長は、契約検査課検査係の職員の検査に係る工事の中間検査の必要が生じたときは、検査依頼書（様式第2号）により、中間検査を契約検査課長に依頼しなければならない。

（中間検査の通知）

第13条 前条の依頼を受けた契約検査課長は、当該中間検査を実施しようとするとき、あらかじめ工事担当課長に通知しなければならない。

（中間検査の報告）

第14条 検査員は、中間検査を行なったときは、検査結果を工事担当課長に報告し、受注者に必要な指示をしなければならない。

附 則

1 この訓令は、平成3年8月1日から施行する。

2 この訓令の施行前に係る工事について、竣功検査が完了しているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月28日訓令第7号）

この訓令は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月24日訓令第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月27日訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第4号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月27日訓令第11号）

この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月 日訓令第 号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

起工 第	号
査定 第	号

竣功届兼引渡書

1 工事箇所

2 工事名

3 請負金額 ￥

4 契約年月日 年 月 日

5 工期 自 年 月 日

至 年 月 日

日間

6 竣功 年 月 日

上記のとおり竣功したのでお届けします。

なお、竣功検査合格後、即日工事目的物をお引き渡しいたします。

年 月 日

受注者 住所

氏名

印

行橋市長 殿

検査依頼書

契約検査課長 殿

下記の検査を依頼いたします。

年 月 日
部 課長

印

年度

契約番号

検査番号

件名			
場所			
工期			
契約金額		契約日	
受注者			
担当係長			
監督員			
完成日		完成届受理日	
検査区分	中間 ・ 出来高 ・ 完成	出来高率	

予算 担当 課	係	係長	課長	部次長	部長	副市長	市長
工事 担当 課 又は 契約 検査 課	係	係長	課長	部次長	部長		

竣功検査調書

年 月 日

行橋市長 殿

職
検査員 氏名 印

設計図書に基づき検査の結果、下記のとおり竣功を確定する。

記

1. 契約内容等

年度		起工番号		検査番号	
工種					
工事名					
工事場所					
請負金額					
契約年月日		工期	～		
受注者					

2. 検査年月日及び立会人等

竣功年月日		立 会 人	監督員	
検査年月日			受注者	
検査意見 及び概要				
命令及び 注意事項				
摘要				

年 月 日

殿

検査員

印

工事手直し指示書

1 工事箇所

2 工事名

3 請負金額 ￥

4 検査年月日 年 月 日

5 手直し完了期限 年 月 日

6 指示事項

- 注意) 1. 事業担当課は、直ちに、受注者に手直し手直し工事の指示をすること。
2. 手直し工事完了後は、すみやかに、再検査依頼を提出して再検査を受けること。

行 第 号
年 月 日

殿

行橋市長 印

工事手直し指示書

- 1 工事箇所
- 2 工事名
- 3 請負金額 ￥
- 4 検査年月日 平成 年 月 日
- 5 手直し完了期限 平成 年 月 日
- 6 指示事項

注意) 1. 手直し工事完了後は、すみやかに、手直し完了届を提出して再検査を受けること。
2. 手直し完了届には、手直し前・工事中・完了後の詳細な写真を添付すること。

手直し工事完了届

- 1 工事箇所
- 2 工事名
- 3 請負金額 ¥
- 4 検査年月日 年 月 日
- 5 手直し完了期限 年 月 日
- 6 手直し完了年月日 年 月 日

上記のとおり手直し工事を完了したのでお届けします。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

印

行橋市長

殿

出来高検査要求書(第 回)

- 1 工事箇所
- 2 工事名
- 3 請負金額 ¥
- 4 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日
- 5 出来高期日 年 月 日
- 6 添付書類 出来高数量調書・出来高図・出来高写真

上記のとおり出来高払を請求します。

年 月 日

受注者 住 所

氏 名

印

行橋市長

殿

予算 担当 課	係	係長	課長	部次長	部長	副市長	市長
は契約 担当 課 工事又	係	係長	課長	部次長	部長		

出来高証明書

工事名

工期 自 年 月 日
至 年 月 日

請負金額(A) ￥

受注者

出来高検査日 年 月 日

出来高 別紙出来高調書のとおり

出来高請負相当額(B) ￥

出来高率(B/A) %

前払額(C) ￥

前回出来高請負相当額(D) ￥

今回出来高払額 ￥
(B-D)*(9/10-C/A)以内

出来高設計図書に基づき出来高検査の結果、上記のとおり出来高が相違ないことを証明します。

年 月 日

職
検査員 氏名 印

